

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付要綱第 8 条に基づき、申請します。

記

1 補助事業の名称、目的及び内容

- (1) 名 称 大阪市新規採用保育士特別給付補助金
- (2) 目 的 新規採用保育士等への特別給付を実施することにより、保育士の人材確保や離職防止を図る
- (3) 内 容 新規採用保育士の勤務開始時等を実施する特別給付費の補助

2 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施 設 名

3 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 円
- (2) 算出の基礎 大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付要綱に基づく

4 補助事業実施期間（開始日～完了予定日）

年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付資料

大阪市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金又は大阪市保育士ウェルカム事業補助金の申請時に（４）（５）（６）（７）を提出している場合、若しくは、申請を行う補助対象事業者に雇用されて以降、（４）（５）（６）（８）を提出し、補助金の交付実績がある場合、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 大阪市新規採用保育士特別給付に対する補助事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 大阪市新規採用保育士特別給付に対する補助事業収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 補助対象保育士の雇用証明書（様式第 4 号）
- (4) 補助対象保育士の保育士登録証（写）
- (5) 補助対象保育士の履歴書（写）
- (6) 在職証明書（様式第 5 号）（第 5 条第 1 項（3）に規定する勤務歴がある場合のみ。）
- (7) 補助対象保育士が社会保険の被保険者であることがわかる書類
- (8) 大阪府保育士修学資金貸付を受けていないことを証明する書類
- (9) 特別給付を補助対象事業者より補助対象保育士が受領したことを証明する受領書等（写）
（第 4 条（4）に該当する場合）

(10) その他市長が必要と認める書類

〔様式第 2 号〕

大阪市新規採用保育士特別給付に対する補助事業計画書

補助事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

対象施設 施設所在地

施 設 名

実施主体 団 体 名 称

代表者職氏名

実施目的 新規採用保育士等への特別給付を実施することにより、保育士の
人材確保や離職防止を図る

補助対象保育士 別紙一覧のとおり

補助対象保育士一覧表

年 月 日現在

[illegible]

〔様式第 3 号〕

大阪市新規採用保育士特別給付に対する補助事業収支予算書

実 施 主 体

団 体 名 称

代表者職氏名

(収入)

区分	予算額	備考
実施主体負担	円	
大阪市補助金	円	
合計	円	

(支出)

対象経費名	予算額	積算・その他
特別給付（1年目給付分）	円	
特別給付（2年目給付分）	円	
特別給付（3年目給付分）	円	
特別給付（4年目給付分）	円	
合計	円	

※1 予算額については、年度に係る合計額を記入のこと。

※2 収入と支出の合計の額が一致すること。

〔様式第4号〕

雇用証明書

勤務施設

名称		施設種別		認可年月日	
所在地等					

1	ふりがな		資格 情報	資格取得日	
	氏名（旧姓）			資格取得番号	
	生年月日			勤務形態	
	在籍開始日			（勤務日数・時間）	時間／日・日／月
	（法人内異動日）			初任給	円
2	ふりがな		資格 情報	資格取得日	
	氏名（旧姓）			資格取得番号	
	生年月日			勤務形態	
	在籍開始日			（勤務日数・時間）	時間／日・日／月
	（法人内異動日）			初任給	円
3	ふりがな		資格 情報	資格取得日	
	氏名（旧姓）			資格取得番号	
	生年月日			勤務形態	
	在籍開始日			（勤務日数・時間）	時間／日・日／月
	（法人内異動日）			初任給	円
4	ふりがな		資格 情報	資格取得日	
	氏名（旧姓）			資格取得番号	
	生年月日			勤務形態	
	在籍開始日			（勤務日数・時間）	時間／日・日／月
	（法人内異動日）			初任給	円
5	ふりがな		資格 情報	資格取得日	
	氏名（旧姓）			資格取得番号	
	生年月日			勤務形態	
	在籍開始日			（勤務日数・時間）	時間／日・日／月
	（法人内異動日）			初任給	円

※常勤職員（正規職員）の場合は就業規則の勤務時間が定められた箇所の写しを提出してください。

※非常勤職員の場合、必ず勤務日数・勤務時間を記入してください。

令和 年 月 日

上記のとおり当法人の施設に勤務することを証明します。

法 人 所 在 地

法 人 名

代表者職・氏名

在職証明書

ふりがな		旧姓
氏名		
生年月日	昭和・平成	年 月 日

【前歴に係る事項】

勤務施設	名称	
	施設種別	
	認可年月日	
	所在地等	
在籍期間	自	年 月 日
	至	年 月 日
職種	保育士 ・ その他（ ）	
勤務形態	常勤 ・ 非常勤（ 時間／日 ・ 日／月）	

※非常勤職員の場合、必ず（ ）内に勤務日数・勤務時間を記入してください。

年 月 日

上記のとおり当法人の施設に勤務していたことを証明します。

法人所在地

法 人 名

代表者職・氏名

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市新規採用保育士特別給付補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) 事業の実施に際して入手した個人情報、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年条例第 5 号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すべきこと。
- (6) その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）及び大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

〔様式第 7 号〕

大 公 青 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市新規採用保育士特別給付補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市新規採用保育士特別給付補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付要綱第 9 条 2 項の規定により通知します。

(交付しない理由)

〔様式第 8 号〕

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて通知のあった大阪市新規採用保育士特別給付補助金の交付決定について、大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付要綱第 10 条の規定により申請を取り下げます。

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日
- 2 取下げの理由

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

大阪市新規採用保育士特別給付補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付要綱第 12 条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

記

1 変更する内容及びその理由

2. 既に交付決定を受けた補助金額 金 円

3. 補助金変更申請額 金 円

4. 添付書類（変更のあったものに限る）

大阪市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金又は大阪市保育士ウェルカム事業補助金の申請時に（４）（５）（６）（７）を提出している場合、若しくは、申請を行う補助対象事業者には雇用されて以降、（４）（５）（６）（８）を提出し、補助金の交付実績がある場合、当該書類の添付を省略することができる。

- （１）大阪市新規採用保育士特別給付に対する補助事業計画書（様式第 2 号）
- （２）大阪市新規採用保育士特別給付に対する補助事業収支予算書（様式第 3 号）
- （３）補助対象保育士の雇用証明書（様式第 4 号）
- （４）補助対象保育士の保育士登録証（写）
- （５）補助対象保育士の履歴書（写）
- （６）在職証明書（様式第 5 号）（第 5 条第 1 項（３）に規定する勤務歴がある場合のみ。）

- (7) 補助対象保育士が社会保険の被保険者であることがわかる書類
- (8) 大阪府保育士修学資金貸付を受けていないことを証明する書類
- (9) 特別給付を補助対象事業者より補助対象保育士が受領したことを証明する受領書等（写）（第4条（4）に該当する場合）
- (10) その他市長が必要と認める書類

〔様式第 10 号〕

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

大阪市新規採用保育士特別給付補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定
を受けた補助事業について、大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付要綱第 12 条
の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

〔様式第 11 号〕

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市新規採用保育士特別給付補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市新規採用保育士特別給付補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により通知します。

1 承認した内容

〔様式第 12 号〕

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市新規採用保育士特別給付補助金補助金中止・廃止承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市新規採用保育士特別給付補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により通知します。

〔様式第 13 号〕

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市新規採用保育士特別給付補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市新規採用保育士特別給付補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付要綱第 12 条 3 項の規定により通知します。

(承認しない理由)

〔様式第 14 号〕

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市新規採用保育士特別給付補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪
市新規採用保育士特別給付補助金について、大阪市新規採用保育士特別給付補助金交
付要綱第 13 条の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

大阪市新規採用保育士特別給付補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付要綱第 16 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

1 補助事業の名称 大阪市新規採用保育士特別給付補助金

2 補助金の予定金額 金 円

3 添付書類

- (1) 大阪市新規採用保育士特別給付に対する補助事業収支決算書(様式第16号)
- (2) 配分対象保育士等の保育士登録証(写)又は幼稚園教諭免許状(写)
- (3) 特別給付を行った年度の補助対象保育士及び配分対象保育士等の賃金台帳又は給与明細(写)
- (4) (3)に特別給付の金額が他の給付等と区別されるかたちで記載されていない場合、補助対象事業者より補助対象保育士及び配分対象保育士等が特別給付を受領したことを証明する受領書等(写)
- (5) (3)に勤務日数及び勤務時間が記載されていない場合、補助対象保育士の勤務実態が確認できる書類
- (6) その他、市長が必要と認める書類

4 配分の基準等の周知について(配分対象保育士等がいる場合のみ記入)

☐ 配分の基準等について、当施設に勤務する保育士等へ以下の方法により十分に周知を行ったことを証明します。

周知方法：

〔様式第 16 号〕

大阪市新規採用保育士特別給付に対する補助事業収支決算書

実 施 主 体

団 体 名 称

代表者職氏名

(収入)

区分	決算額	備考
実施主体負担	円	
大阪市補助金	円	
合計	円	

(支出)

対象経費名	決算額	積算・その他
特別給付（１年目給付分）	円	
特別給付（２年目給付分）	円	
特別給付（３年目給付分）	円	
特別給付（４年目給付分）	円	
合計	円	

※１ 決算額については、年度に係る合計額を記入のこと。

※２ 収入と支出の合計の額が一致すること。

補助対象保育士及び配分対象保育士等一覧表

年 月 日現在

種別	ふりがな 氏 名 (旧姓)	勤務開始日	生年月日 (昭和 S・平成 H)	性別 (男・女)	資格番号 資格取得年月日	特別給付の金額
			S H . .			円
			S H . .			円
			S H . .			円
			S H . .			円
			S H . .			円
			S H . .			円
			S H . .			円
			S H . .			円
			S H . .			円
			S H . .			円
			S H . .			円
			S H . .			円
合 計						円

※補助対象保育士・配分対象保育士ともに、施設長・主任保育士（主任加算の対象となっている施設のみ）やこれに類する管理職業務に従事しており、保育業務に専念していない場合は対象外とする

〔様式第 17 号〕

大 小 青 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市新規採用保育士特別給付補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市新規採用保育士特別給付補助金については、次のとおり補助金額を確定したので大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付要綱第 17 条の規定により通知します。

確定金額 金 円

〔様式第 18 号〕

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪
市新規採用保育士特別給付補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付要綱第 18 条第 3 項の規定により通知しま
す。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

〔様式第 19 号〕

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市新規採用保育士特別給付補助金返還決定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号による大阪市新規採用
保育士特別給付補助金の取消しに伴い、大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付要
綱第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり返還を求めます。

1 返還決定額 金 円

2 返 還 期 日 年 月 日

3 返 還 方 法 別添の納付書による

〔様式第 20 号〕

大 二 青 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市新規採用保育士特別給付補助金額更正通知書兼返還決定通知書

年 月 日付け大 二 青 第 号にて確定した大阪市新規採用保育士特別給付補助金については、次のとおり補助金額を更正したので、大阪市新規採用保育士特別給付補助金交付要綱第 20 条第 1 項の規定により通知し、返還を求めます。

1 更 正 内 容

更正前の額	更正後の額	差 額
円	円	円

2 返還決定額 金 円

3 返 還 期 日 年 月 日

4 返 還 方 法 別添の納付書による